

# ポジティブリスト制の導入について

## 1. ポジティブリストとは

農産物に残留する農薬について、現在は、食品衛生法により残留基準が設定され、これを超えた農産物のみ流通は原則禁止されていますが、残留基準が設定されていない農薬は規制の対象外となっておりました。平成15年5月30日に改正された食品衛生法では、残留基準が設定されていない農薬の場合でも、一定の基準を超えて検出されると、その農産物の流通は原則禁止となりました。

## 2. どういった時に残留基準を超えてしまうのか

残留基準を超える可能性がある場合は以下の通りです

- ・隣接した圃場周辺から農薬が飛散した(ドリフト)
- ・適用対象外の作物へ農薬を使用した
- ・農薬の倍率・回数・使用量・使用時期を守らなかった
- ・散布器具等の洗浄が不十分で、前回使用した農薬が残っていた

## 3. ドリフト(飛散)を防止するには

農薬の飛散防止ポイントは以下の通りです

- ・風のない時を選んで散布をする
- ・飛散しにくいよう近隣圃地を背にして散布する
- ・作物の近くで散布し噴頭を上にはげない
- ・散布機の圧力と風量は強すぎないようにする
- ・適正な散布ノズルを使用する
- ・散布水量は多すぎないように注意する
- ・遮蔽(しゃへい)シートや網目ネットを設置する

## 4. JA徳島市の農産物の安心安全への取り組み

JA徳島市では、農産物の安全性を確保するため、次に示す安全確保対策に、より一層取り組んで参ります。

### (1) 生産履歴記帳の徹底

栽培農家は圃場ごとに統一した様式の栽培履歴記帳に記入を行い、出荷10日前までに提出し安全性が認められたものから出荷を行います。

### (2) 定期的に農産物の農薬残留について自主検査を行います

### (3) 栽培講習会や出荷協議会・販売反省会等での周知徹底を図ります。

**もし、ドリフト(飛散)等の事故が発生した場合は、出荷が行えるかどうかの検査が必要となります。このような場合はお近くのJAへご報告をお願い致します。**